

氏 名 高栖 聡剛

登録番号 第 08230026 号

事務所名称 高栖社労士事務所

事務所所在地 茨城県潮来市日の出2-25-24

所属社会保険労務士会 茨城県社会保険労務士会

処分内容 1年の社会保険労務士の業務の停止
(令和6年3月2日から1年)

処分理由 森内社会保険労務士事務所が請け負った、株式会社 A 及び有限会社 B の働き方改革推進支援助成金の支給申請業務について、同事務所から申請書類作成の委託を受けたところ、当該書類作成に当たり、同助成金事業実施結果報告書並びにその添付書類である労働時間等設定改善委員会議事録、年次有給休暇の計画的付与に関する協定書等について、両社に事実確認を一切行うことなく架空のものを偽造したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第1項の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」に該当するものである。